

第 5 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成16年11月30日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、各保育園で作成している保育園監理規定（4園分）の公開請求を行った。

2 同年12月14日、実施機関は、上記の公開請求に対して、上名古屋保育園、烏森保育園、安田保育園及び宝保育園の園運営ハンドブック（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1項第1号に該当

本件行政文書に記載されている次の情報（以下「本件個人情報」という。）は、公にすることにより、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

ア 社会福祉施設管理協力員、園医及び園歯科医の住所及び電話番号

イ 区政協力委員長（災害対策委員長）、区政協力委員（災害対策委員）、民生委員、主任児童委員、自治会長又は町内会長及び家庭保育室の開設者の住所（番地以下の部分）及び電話番号

ウ 学童保育所の代表者の氏名

エ 棟長の氏名、住所及び電話番号

オ 保育園の職員の自宅の電話番号並びに通常時及び非常時の交通手段並びに通勤時間

(2) 条例第7条第1項第3号に該当

本件行政文書に記載されている防犯ベル、非常ベル、警察非常通報装置等の設置場所の情報（以下「本件公共安全情報」という。）は、公にすることにより、在園児童の保護及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

3 同年12月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号について

ア 自治会長又は町内会長、区政協力委員長（災害対策委員長）及び区政協力委員（災害対策委員）（以下「自治会長等」という。）の住所及び電話番号について

自治会長等の職務を遂行するためには、広くその連絡先を広報する必要がある。これらの情報が不開示となるのであれば、住民が新しく名古屋市に転居してきたときに、その地域の自治会長等の氏名、住所及び連絡先を名古屋市は教えることができないことになり、また、住民が災害対策に関する情報を得る必要があるときに、災害対策委員に問い合わせることができないことになる。

イ 学童保育所の代表者の氏名について

学童保育に関しては、名古屋市は補助金等を交付していると思われるため、補助金交付団体の代表を不開示にする理由はない。

ウ 名古屋市の職員の交通手段及び通勤時間について

名古屋市の職員の通常時の交通手段及び通勤時間は、一般的な意味において、他人に知られたくないと考えられる私生活に係る情報ではない。多くの自治体では、旅行命令簿は、特定の地域に住所を有するということを特定するに足りる情報は不開示にする場合が多く、最寄りの駅等以外の部分は開示されているから、時間については、単に通勤にかかる時間が明らかになるだけで、職員の私生活が明らかになるわけではない。非常時に保育園の活動がどうなるのかの点検は、平時にしておくべきであるから、非常時にどの程度の職員がどの範囲の職務を遂行することができるかなどの情報は、広く市民に公開すべきである。

(2) 条例第7条第1項第3号について

ア 本件公共安全情報について

防犯ベル等がわかる印の部分のみを不開示にすることにより、配置図を一部公開することができる。

イ 名古屋市の職員の非常時の交通手段及び通勤時間について

非常時にどの程度保育園の機能に信頼を寄せることができるのかということは、保育園に子どもを通わせている保護者の関心事である。災害が発生したときにどのようなことをすればいいのかということ把握するためにも、基礎データとなる情報は公開することが予定されているものである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1項第1号について

- (1) 社会福祉施設管理協力員は、保育園が閉園して職員がいない時に、災害発生時の施設の確認等について本市が協力を依頼した者であるにすぎず、公務員ではないから、当該社会福祉施設管理協力員の住所及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (2) 園医及び園歯科医については、診療所の住所であれば非公開ということではないが、あくまでも連絡先として把握している内容であり、園医等の自宅の住所又は連絡先である可能性があることから、園医等の住所及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (3) 区政協力委員、民生委員及び主任児童委員の閲覧用名簿の取扱いが、住所のうち町名までの部分を公開していることから、区政協力委員等の住所（番地以下の部分に限る。）及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。また、自治会長又は町内会長についても、同様の取扱いとした。
- (4) 家庭保育室は、継続的に乳児、児童を受け入れる仕組みであり、本市の制度として位置付けられているが、個人が自宅の一部を提供するものであることから、家庭保育室の開設者の住所（番地以下の部分に限る。）及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (5) 学童保育所の代表者は、運営委員の中から選ばれるが、実質的な連絡先は父母の代表であるなど、私人と考えられることから、学童保育所の代表者の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (6) 棟長については、保育園が市営住宅と合築になっている場合の当該市営住宅に

居住する私人であることから、棟長の氏名、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

(7) 保育園の職員の交通手段及び通勤時間については、園運営ハンドブックにより勤務する保育園が特定され、それにより、おおよその自宅の位置関係が特定される可能性があることから、特定の個人が識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

2 条例第7条第1項第3号について

本件公共安全情報については、防犯ベル、警察への非常通報装置のように防犯上の施設の設置場所が記載されていることから、それらの緊急時の安全確保に関する情報を公にすることは、在園児童の生命若しくは身体の保護に支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる。

また、保育園の職員の非常時の交通手段及び通勤時間については、公にすることにより、非常時における職員の行動予定が明らかになり、非常時における公共の安全と秩序の維持のための活動に支障が生ずるおそれがある情報であると考えられる。

第5 審査会の判断

1 争点

本件個人情報と条例第7条第1項第1号に該当するか否か及び本件公共安全情報が条例第7条第1項第3号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

名古屋市保育園長会が作成した本件行政文書は、名古屋市立の保育園において、保育園の運営全般について使用するマニュアルであり、保育園の人的管理、施設管理及び安全衛生管理、園児の事故、怪我及び疾病並びに自然災害及び事件の発生に関し、予防策、対処方法等が記されている。本件個人情報及び本件公共安全情報は、本件行政文書の一部であり、実施機関は、本件個人情報及び本件公共安全情報を非公開としている。

4 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、本件個人情報、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件個人情報は、社会福祉施設管理協力員を始めとする保育園の近隣協力者の氏名、住所及び電話番号並びに保育園の職員の自宅連絡先等であるので、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることは明らかである。

(3) 社会福祉施設管理協力員、園医及び園歯科医の住所及び電話番号について

社会福祉施設管理協力員は、本市から委嘱を受け、保育園の施設管理に協力する者であり、また、園医及び園歯科医は、本市から委嘱を受け、園児の健康管理に従事する者である。

社会福祉施設管理協力員、園医及び園歯科医（以下「社会福祉施設管理協力員等」という。）の住所及び電話番号は、保育園が社会福祉施設管理協力員等の連絡先として把握しているものであり、これらの者の職務に関する情報ではなく、私生活に関する情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) 区政協力委員長（災害対策委員長）、区政協力委員（災害対策委員）、民生委員及び主任児童委員（以下「区政協力委員長等」という。）の住所（番地以下の部分に限る。）及び電話番号について

区政協力委員長等は、非常勤の公務員たる身分を有する者であるが、区政協力委員長等の住所及び電話番号は、これらの者の私生活に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

しかし、区政協力委員長等の職務は、区政協力委員長等が各人の生活の本拠を中心とした地域において活動するものであることから、当該区政協力委員長等の私生活と密着した側面を有している。関係住民にとって、当該地域の区政協力委員長等が誰であり、その連絡先を知ることは必要なことであるが、これについては、区役所において、当該情報を必要とする住民に個別に情報提供を行っていることから、区政協力委員長等の私生活の側面に配慮しつつ、関係住民に必要な情

報提供が行われていると認められる。

したがって、地域を単位として活動を行うという区政協力委員長等の役職又は職務の性質上、これらの者の住所のうち町名までの部分については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

- (5) 自治会長又は町内会長及び家庭保育室の開設者の住所（番地以下の部分に限る。）及び電話番号について

これらの者は、私人として把握すべきものであり、その住所及び電話番号は、これらの者の私生活に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

しかし、自治会長又は町内会長は、その役職又は職務の性質上、区政協力委員長等と同様に、各人の生活の本拠を中心とした地域において活動するものであることから、自治会長又は町内会長の活動は、私生活と密着した側面を有している。また、家庭保育室は、個人が自宅を提供し、家庭保育室の開設者の活動場所と生活の本拠とは一体化していることから、家庭保育室の活動もまた、開設者の私生活と密着した側面を有している。

したがって、地域を単位として活動を行うという自治会長又は町内会長の役職又は職務の性質上、また、家庭保育室は本市の保育制度の一部を構成し、対外的に公にされているという施設の性格上、自治会長又は町内会長及び家庭保育室の開設者の住所のうち町名までの部分については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであるとは認められない。

- (6) 学童保育所の代表者の氏名について

学童保育所は、地域の有志による活動であり、実態としては学童の父母により運営されているものであり、学童保育所の代表者は、私人として把握すべきものであるから、学童保育所の代表者の氏名については、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

- (7) 棟長の氏名、住所及び電話番号について

棟長は、保育園と合築になっている市営住宅に居住する住民であり、私人であることから、棟長の氏名、住所及び電話番号については、私生活に関する情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

- (8) 保育園の職員の自宅連絡先並びに通常時及び非常時の交通手段並びに通勤時間について

保育園の職員の自宅連絡先並びに通常時及び非常時の交通手段並びに通勤時間

は、災害時における保育園職員の参集に関する情報として、園運営ハンドブックに記載されている。これらの情報は、保育園職員の勤務時間外における連絡先としての自宅の電話番号並びに参集に係る交通手段及び通勤時間に関する情報であることから、職務の遂行に関する情報とは認められない。

したがって、保育園の職員の自宅連絡先等は、当該職員の私生活に関する情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(9) したがって、本件個人情報、は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

5 条例第7条第1項第3号該当性

当審査会は、本件公共安全情報が、条例第7条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件公共安全情報は、各保育園における配置図に記載された防犯ベル、非常ベル、警察非常通報装置等在園児童の生命、身体の安全を保持するための機器の設置場所に関する情報であり、犯罪対策のための機器の設置場所に関する情報である。

したがって、防犯ベル等の設置場所が公にされると、機器を無効化し、保育園への侵入を容易にするなど、犯罪を誘発し、園児の生命又は身体の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) したがって、本件公共安全情報は、条例第7条第1項第3号に該当すると認められる。

(4) なお、実施機関は、保育園の職員の非常時の交通手段及び通勤時間が、条例第7条第1項第3号にも該当すると主張しているが、上記4(8)で判断したように、条例第7条第1項第1号に該当し、非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 9 月27日	諮問書の受理

10月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理
12月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成18年 2 月 3 日	反論意見書の受理
8 月22日 (第69回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成20年 8 月12日 (第93回審査会)	調査審議
8 月25日	答申